

# 「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」の施行状況検討に関する専門検討委員会報告書【概要版】

## 【検討の趣旨】

- ・特定大規模集客施設（床面積 6,000 m<sup>2</sup>超の集客施設）が立地した場合、都市構造及び地域社会に与える影響が大きいことから、特定大規模集客施設の①立地誘導制度及び②地域貢献活動計画提出制度を柱とし、県では、平成 19 年 12 月に「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」（以下「条例」と略称）を制定（平成 20 年 10 月から完全施行）
- ・条例施行から 5 年目を迎えたことから、「岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会専門検討委員会」において、条例及び「特定大規模集客施設立地誘導指針」の施行状況について検討

※条例附則第 14 項において、**条例施行後 5 年**を目途に、条例の**施行状況において検討**を加える(注)旨規定されているもの

(注)検討条項に係る国の考え方：**規制の新設**を行った場合、**規制の必要性**について、一定期間経過後、**廃止を含め見直す**（規制改革推進 3 か年計画[H13.3.30 閣議決定]）。

## I 誘導地域の考え方について（論点①）

### 1 論点の設定

特定大規模集客施設の**立地誘導制度**(注)について、**適地誘導の効果が表れているか**（特定大規模集客施設が立地しようとする場合に「**立地が適切な地域**」に誘導するとともに、**都市の無秩序な拡散を抑制**するものとなっているか）。

(注)特定大規模集客施設を設置しようとする者に対し県への届出を義務付けているもの

※立地誘導制度の趣旨：都市の無秩序な拡散を抑制するための制度であり、中心市街地を守るといった趣旨の制度ではない。

### 2 特定大規模集客施設の立地（届出）状況

条例施行後は、「**立地が適切な地域**」への**立地誘導**が概ね図られている。

	条例施行前 (全 69 施設)	条例施行後 (全 7 施設)
原則適地 (商業地域、近隣商業地域)	23/69 施設 (33.3%)	6/7 施設 (85.7%)
特に立地が望ましい地域① (広域都市拠点) (注)	57/69 施設 (82.6%)	7/7 施設 (100%)
特に立地が望ましい地域② (中心市街地)	4/69 施設 (5.8%)	1/7 施設 (14.3%)

(注)盛岡市、宮古市、大船渡市など 11 市

### 3 適地誘導の効果

#### 【条例の目的】

特定大規模集客施設の**適地誘導**⇒都市の**無秩序な拡散を防ぐ**。

立地が適切な地域 = 市町村の土地利用計画を基に判断

#### 【適地誘導の効果】

条例により、特定大規模集客施設が立地しようとする場合には「立地が適切な地域」への誘導が概ね図られており、都市が**無秩序に拡散**するような**事態は起こっていない**。

### 4 検討結果

- (1) 条例により**適地誘導の効果が**一定程度表れており（都市が無秩序に拡散するような事態は起こっていない）、引き続き**立地誘導制度を存続**させることが望ましい。
- (2) ただし、「立地が適切な地域」は市町村の土地利用計画を基に判断するため、仮に市町村が郊外への商業集積を土地利用計画に位置付けるのであれば、県が施設の立地に異を唱えることは難しい。  
⇒市町村の土地利用計画と連携することにより条例が十分な効果を発揮するため、市町村における**特定大規模集客施設の配置の考え方等**について、専門検討委員会として**望ましいまちづくりのあり方を示す**ことが必要ではないか（論点③の部分で検討）。

## II 地域貢献活動のあり方について（論点②）

### 1 論点の設定

特定大規模集客施設の**地域貢献活動計画提出制度**(注)について、**地域への周知及び住民の理解**が図られるとともに、**設置者の積極的な取組を促進**するものとなっているか。

(注)特定大規模集客施設の設置者に対し、毎年度、地域貢献活動計画書及び報告書を県に提出することを義務付けているもの

### 2 地域貢献活動計画書及び報告書の提出状況

(1) 提出率

**86.1%**（全 72 施設のうち **62** 施設が提出）

(2) 取組数の多い項目

- ・廃棄物対策への協力（56 施設）
- ・犯罪防止環境の整備（53 施設）
- ・地球温暖化防止対策への協力（50 施設） など

### 3 地域貢献活動計画提出制度の効果

地域貢献活動計画書及び報告書は多くの設置者から提出されており、HPに公表することで一定程度の周知は図られているが、

- (1) 計画書及び報告書の記載が**抽象的**な内容に留まっているものが多く、**具体的な取組内容が分かりにくい**。
- (2) 地域貢献活動の例が広範囲に渡っており、設置者にとって**どのような取組に重点を置くべきか分かりにくい**。

- ⇒①地域住民にとって、設置者の取組内容が分かりやすい } 制度にする  
 ②設置者の地域貢献活動の取組を促進する } が必要

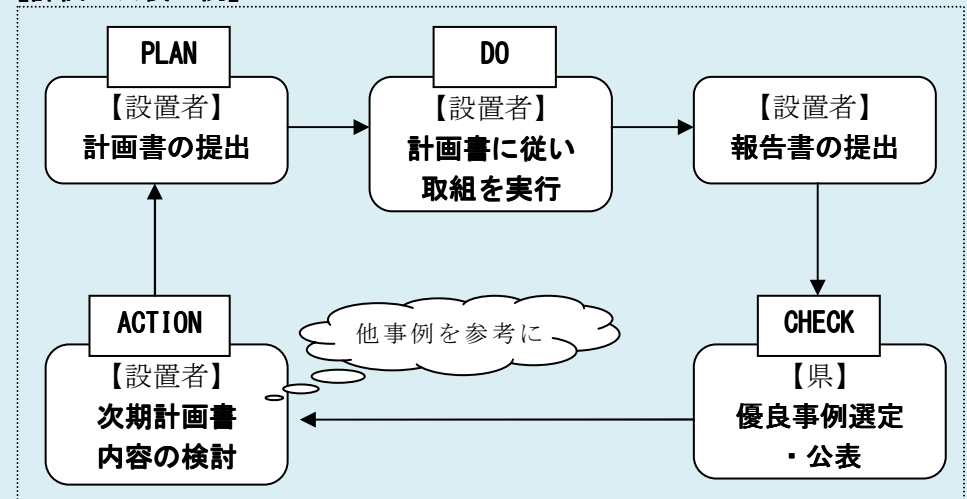
### 4 検討結果

- (1) 地域貢献活動の取組内容が抽象的な内容に留まっているものが多く、設置者にとってもどのような取組に重点を置くべきか分かりにくくなっていることから、地域貢献活動に掲げる項目のうち**重点的に取り組むべき項目**を設定し、当該項目について**数値化・具体化**した報告を求めているかどうか。
- (2) 設置者の地域貢献活動に係る取組を促進するため、**特に注目すべき事例**等を県が選定し、**公表**を行うなどの仕組みも有効ではないか。

#### 【数値化・具体化の例】（重点的に取り組むべき項目）

数値化 の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元雇用・正規雇用の比率</li> <li>・地元商品の調達率</li> </ul>
具体化 の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元商店街・団体との共同イベント・活動</li> <li>・買物弱者（高齢者等）への宅配事業（見守り機能も含むもの）</li> <li>・災害発生時における地域の防災拠点としての協力</li> <li>・深夜営業を行う場合：防犯等に係る具体的対策</li> <li>・地元住民・団体と意見交換を行う場の設定</li> </ul>

#### 【評価・公表の例】



### Ⅲ 望ましいまちづくりのあり方について（論点③）

#### 1 論点の設定

##### (1) 背景

「立地が適切な地域」は市町村の土地利用計画を基に判断するため、仮に市町村が郊外への商業集積を土地利用計画に位置付けるのであれば、県が施設の立地に異を唱えることは難しい。

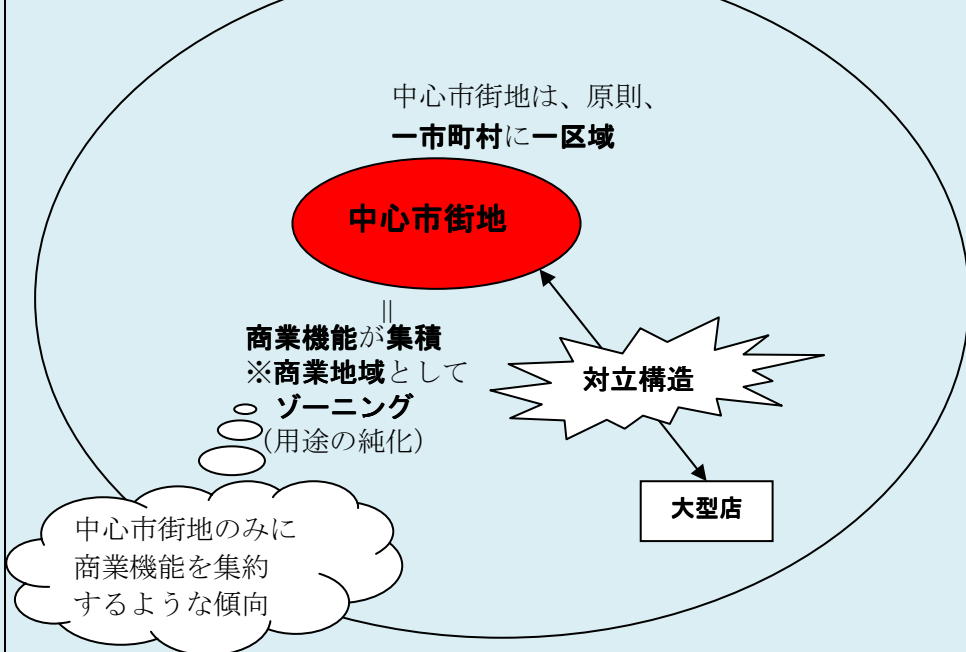
⇒市町村の土地利用計画と連携することにより条例が十分な効果を発揮するため、市町村における**特定大規模集客施設の配置の考え方**等について、専門検討委員会として**望ましいまちづくりのあり方を示す**ことが必要ではないか。

##### (2) 論点

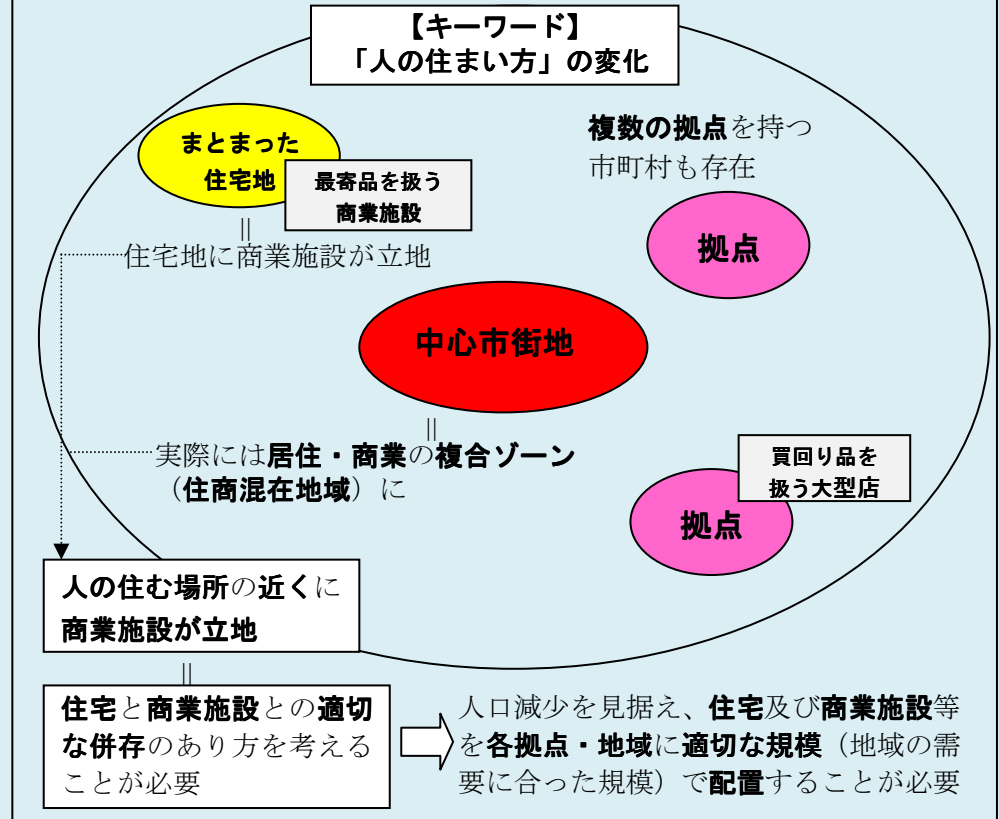
**特定大規模集客施設の配置**を考える上で、どのような**まちづくり**を行うことが望ましいと考えられるか。

#### 2 都市のあり方の変化

##### (1) 従来の考え方



##### (2) 現在の状況（一例）



#### 3 検討結果【提言】

- (1) 住居地域・商業地域それぞれにおいて、**住宅と商業施設が適切に併存**できるよう、**人の住まい方**を中心にしてまちづくりを考えていかなければならないのではないか（人が住む場所の近くには、ある程度の規模の商業施設は必要）。
- (2) **人の住まい方**を念頭に置いた上で**計画的にまちづくりを進める**ことができるよう、**商業施設を配置すべき地域及び適切な規模**等について、市町村の土地利用計画においてあらかじめ**明確にしておく**必要があるのではないか（併せて、**機動的に見直し**を行っていくことも必要）。